第2章 給与・諸手当

○ 美幌・津別広域事務組合職員の給与に関する条例

○ 平成3年3月7日○ 条 例 第 9 号

改正 平成28年6月1日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規 定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(組合構成町の条例準用)

第2条 この条例の施行に関して、事務局、消防本部及び美幌消防署職員は、美幌 町職員の給与に関する条例(昭和26年美幌町条例第23号)、津別消防署職員は、 津別町職員の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)を準用する。

(職務の級の標準的な職務の内容)

第3条 前条で準用する美幌町職員の給与に関する条例の「等級別基準職務表」及 び津別町職員の給与に関する条例の「級別職務分類表」は、この条例の別表に読 み替えて適用する。

附則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

事務局、消防本部及び美幌消防署

職務の級	標 準 的 な 職 務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	困難な業務を処理する主任の職務
4級	主査の職務
5級	(1) 署長、副署長、警防司令の職務 (2) 消防本部次長、主幹の職務
6級	事務局長、消防長の職務

津別消防署

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主査、主任の職務
4級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を分掌する主査の職務
5級	(1) 署長の職務(2) 警防司令の職務(3) 消防本部主幹の職務
6級	重要な業務を所掌する署長、消防本部主幹の職務